

写

財計第1087号

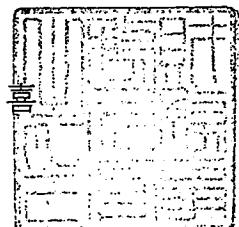
平成20年4月10日

補助金等適正化中央連絡会議評議員

総務省大臣官房長殿

補助金等適正化中央連絡会議会長

財務事務次官 津田廣



補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について

平成20年3月28日に開催された第63回補助金等適正化中央連絡会議幹事会において、「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」を議題として協議し、幹事を通じて各評議員の意見を聴いたところ、格別の御異議もなく了承されたので、幹事会における協議事項を補助金等適正化中央連絡会議の決定事項としたことを通知します。

なお、決定事項の内容は、別紙「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」記載のとおりです。



補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、財産処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合の補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

一　近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したもののみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもつて国の承認があつたものとみなす制度（包括承認制）を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めることが、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めるなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。

二　概ね十年経過前であつても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰ることのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、一と同様とする。